

# 令和8年度 兵庫県公立学校スクールカウンセラー採用候補者募集案内（延長）

兵庫県教育委員会

兵庫県教育委員会では、不登校やいじめ、暴力行為などの課題解決を図るため、兵庫県内（神戸市を除く）の公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）に配置するスクールカウンセラーの採用候補者を次の通り募集します。

## 1 応募資格

応募資格は、次の資格要件をすべて満たす者

(1) A Bのいずれかの資格（複数可）

A 公認心理師

B 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(9 注意事項参照)の各号に該当しない者

(3) スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

(4) 但馬（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）地域内の学校で勤務することを希望する者

## 2 採用予定者数

若干名（令和7年度のスクールカウンセラーに欠員が出た地域内の学校に配置します）

## 3 受験の手続き

郵送での申し込みのみ

(1)あて先	〒650-8567 神戸市東灘区田中町5丁目3-23 兵庫県教育委員会事務局義務教育課 小中学校生徒指導班
(2)受付期間	令和7年12月1日（月）から令和8年1月20日（火）まで（必着）
(3)申込方法	長形3号封筒（12cm×23.5cm）の表側に「採用選考申込」と朱書きし、「(4)提出書類」を同封の上、必ず「簡易書留」により郵送。
(4)提出書類	<p>① 「令和8年度兵庫県公立学校スクールカウンセラー採用候補者選考試験申込用紙」</p> <p>② (A)「公認心理師資格登録証明書の写し（原寸大）」</p> <p>(B)「臨床心理士資格登録証明書の写し（原寸大でA4用紙に添付）」</p> <p>※令和7年度実施の公認心理師資格認定審査の合格者で、「公認心理師資格登録証明書」が手元にまだない場合は、「公認心理師資格審査結果の合格通知の写し」を添付。また、令和7年度実施の臨床心理士資格認定審査の合格者で、「臨床心理士資格登録証明書」が手元にまだない場合は、「臨床心理士資格審査結果の合格通知の写し」を添付。</p> <p>※上記（A）・（B）両資格を有する者は、両資格の写しを添付。</p> <p>③ 返信用封筒1通〔長形3号封筒（12cm×23.5cm）に110円切手を貼り、郵便番号、住所（マンション名、○○方等詳しく記入）、氏名を明記したもの〕</p>

## 4 選考

### ①一次選考 書類選考

- ・教育問題に关心があり、親身になって子ども、保護者の相談に積極的に応じられること。
- ・但馬（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）地域内の学校で勤務することを希望する者。

### ②二次選考 面接選考

#### （1）日時

令和8年2月中旬（一次選考合格者には、受験会場、集合時刻を別途通知します。）

#### （2）会場

別途通知

#### （3）選考方法

面接（詳細は別途通知）

#### （4）選考基準（主な評価の観点）

- ・教育問題に关心があり、親身になって子ども、保護者の相談に積極的に応じられること。
- ・子ども、保護者や学校の課題に応じて柔軟に対応し、適切な援助ができること。
- ・幅広い識見を持ち主体的に活動を行いながら、教職員との良好なコミュニケーションを図り、学校組織を意識した援助ができること。

## 5 選考結果の通知

（1）書類選考 令和8年1月21日頃に応募者全員に対し結果を発送（予定）

（2）面接選考 令和8年2月下旬に面接選考を受けた者に対し結果を発送

## 6 採用までの手続き

（1）選考の結果、合格者は令和8年4月1日付けの採用者とします。

（2）補欠合格者は採用候補者名簿に登録します。なお、この名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします（欠員が生じた際に連絡することがあります）。

## 7 身分・任用期間等

### （1）身分

- ・兵庫県公立学校スクールカウンセラー（会計年度任用職員）

※兵庫県教育委員会が配置するスクールカウンセラーとして、兵庫県内（神戸市を除く）の市町組合立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）での勤務となります。

### （2）任用

合格者は採用にあたり、合格通知と共に送付する書面を採用教育事務所へ提出ください。

### （3）任用期間

任用された日から令和9年3月31日までとします（契約更新の可能性があります）。

### （4）報酬等

令和7年度採用者については、1時間につき5,000円。別途、通勤に要する経費を県の規定により支給します。なお、令和8年度の報酬等は、兵庫県教育委員会が定めるところにより変更する場合もあります。

## (5) 勤務回数等

令和7年度採用者について、4月1日時点での勤務回数は年間35回（追加配置の可能性あり）、勤務時間は1回当たり6時間。なお、別途45分の休憩時間（報酬外）があります。勤務時間帯については、配置先の校長との協議により決定（概ね10:00～16:45途中休憩45分）します。なお、令和8年度の勤務回数等は、県教育委員会が定めるところにより変更する場合があります。

## (6) 職務内容

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・カウンセリングマインド研修の講師
- ・児童生徒への教育プログラムの実施
- ・その他、児童生徒のカウンセリング等に関し各学校が適当と認めるもの

## (7) その他

- ・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の適用はありません。
- ・労働者災害補償保険は適用されます。

## 8 その他

- ・本募集は令和8年度の県予算成立前の手続きであり、予算成立後、正式な効力が生じます。
- ・やむを得ない事情で辞退する場合は、結果発表前に速やかに兵庫県教育委員会義務教育課まで連絡願います。

## 9 注意事項

- (1) 採用申込用紙等に虚偽の記載があった場合は、すべて（受験資格、名簿登録、採用）無効となります。また、採用候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等は、返却しません。
- (3) 二次選考の案内は県教育委員会の教育事務所から送付されます。
- (4) 原則、二次選考日時の変更には応じられません。ただし、公共交通機関の遅れによる場合は、遅延証明書を提出することで変更を認める場合があります。

《問い合わせ先》 兵庫県教育委員会事務局 義務教育課 小中学校生徒指導班  
電話番号 078-362-3721

### 参考

#### 地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者